

第五次環境総合計画答申案について

平成30年9月6日(木)

環境政策課

全体構成

第1章 計画の基本的事項

- ・滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境行政の基本計画
- ・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向など、施策の基本的方向性を示すもの
- ・計画期間は2019年度～2030年度(12年間) ※必要に応じて見直しを実施

第2章 環境政策を進めるビジョン

- 「第四次計画の点検・評価」「環境保全にかかる新たな考え方」を整理
- 「環境に与える要素」(産業構造の変化 環境保全の担い手減少 県民の価値観多様化 技術革新の進展、気候変動の進行 森林利用の本格化 再生可能エネルギー利用拡大 環境インフラ老朽化・負担増など)
- 「2030年の環境の見通し」(多様な活動への参画の進展、持続可能性に貢献する企業・産業成長、琵琶湖への流入負荷減少、一方で気候変動による影響拡大など)
- 目指す将来の姿「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」
- 目標「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」

第3章 施策の方向性

- ・2030年の滋賀の環境を見通し、「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点を通して、4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

第4章 計画の円滑な推進

- ・分野別計画の進捗状況の評価を活用するとともに参考指標等を確認して実施

素案からの主な変更点

1 計画期間における課題の変化を明確化

本格的な人口減少と高齢化の時代を迎え、「いかに環境への負荷を抑制するか」という視点から「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点への大きな転換点

2 「循環」の関係性の整理（→イメージ図の更新）

① 本質的なことは「健全な循環の構築」

環境（生態系・自然界）の循環と経済・社会活動の循環をつなぎ、持続可能性を同時に実現する健全な循環を構築することが必要

② 目標の表現を分かりやすく修正

「環境」「社会」「経済」の統合的な向上に向けた健全な循環の構築
→環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築

③ 施策展開の3つの視点を整理

素案の「2つの循環」「3つの共生」「守る・活かす・支える」「協働」の4つの視点を、健全な循環を実現する施策展開の3つの視点として、「共生」「守る・活かす・支える」「協働」に再構成

3 その他（施策の方向性のブラッシュアップ等）

- ・「施策の方向性」の3「持続可能性を支える社会づくり、人育て」→「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」
- ・森林づくりや自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの取組の追加等

計画のポイント(基本理念)

本格的な人口減少と高齢化の時代を迎え、環境政策は「いかに環境への負荷を抑制するか」という視点から「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点への大きな転換点を迎えている

健全な循環の構築

「持続可能」とは「健全な循環が成り立っている」状態である

SDGsの視点を活用し「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」をつくる視点が必要である

【環境・社会・経済の関係】

「持続可能な社会」では、健全で恵み豊かな「環境」が基盤にあり、その上に持続可能な「経済」「社会」活動が存在

【循環の相互の関係】

「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」を構築するには、「環境(生態系・自然界)における循環」の健全性が損なわれないよう「経済・社会活動における循環」を成り立たせるという視点が必要

共生

地域資源の活用を通じ、
「地域の自然と人」
「供給する人と利用する人」
「中山間地と都市などの地域と地域」の間での共生関係をつくる

守る・活かす・支える

研究や学習など環境保全意識を高める「支える」取組のもと、環境を「守る」取組で地域資源の価値を高め、それらを「活かす」ことで、さらなる「守る」取組へつなげる

協働

「環境自治」の理念のもとで、多様な主体の参画による協働を進める

環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

～施策展開の3つの視点～

生態系・自然界における循環の健全性が損なわれないよう、次の3つの視点のもとで、地域資源を利用し、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を実現する



①共生

地域資源の活用を通じ、「地域の自然と人」、「供給する人と利用する人」「中山間地と都市などの地域と地域」の間での共生関係をつくる

②守る・活かす・支える

研究や環境学習など環境意識を高める「支える」取組のもと、「守る」取り組みで地域資源の価値を高め、これを「活かす」ことで、経済・社会活動の活性化を図り、さらなる「守る」取組へつなげる

③協働

「環境自治」の理念のもとで、多様な主体の参画による協働を進める

○今後のスケジュール

9月6日	環境審議会企画部会(答申案)
9月下旬	答 申
10月上旬	県民政策コメント(1ヶ月)
11月	定例会議に策定状況報告
平成31年 2月	2月定例会議に上程